

## ≫利用料金の減免について

広島県立総合体育館設置及び管理条例及び管理運営規則により、減免対象に該当する場合は、施設等の利用料金を減免する。

減免対象		減免の額
第1号	身体障害者手帳の交付を受けている者が利用するとき。	利用料金の額の全額 (100%)
第2号	戦傷病者手帳の交付を受けている者が利用するとき。	
第3号	療育手帳の交付を受けている者が利用するとき。	
第4号	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するとき。	
第5号	国、地方公共団体又は障害者団体が、障害者等のスポーツ又は文化の振興を図る行事のために利用するとき。	利用料金の額の1/2に相当する額 (50%)
第6号	社会福祉事業を推進する団体が、当該団体の設立の目的のために会議室を利用するとき。	利用料金の額の1/5に相当する額 (20%)
第7号	幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあっては、園長）が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼保連携型認定こども園の幼児又は当該幼稚園の幼児、当該小学校の児童、当該中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者が会議室を利用するとき。	

※第1号から第4号までのいずれかに該当する場合は、手帳の原本またはミライロID（マイナポータル連携済み）を掲示する必要がある。

※第5号から第7号までに該当する利用料金の減額を受けようとする場合は、利用料金減額申請者を提出し、利用料金減額承認書の交付を受ける必要がある。

※第5号に該当する場合において、減額後の利用料金の額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

※第6号又は第7号に該当する場合であっても、次の施設をそれぞれ次に定める区分に従って同時に利用する場合は、減免しない。

- 1 大アリーナ、小アリーナ、柔道場及び剣道場 専用利用する場合で入場料無料のアマチュアスポーツのとき
- 2 弓道場のみを専用利用する場合で入場料無料のとき
- 3 プールのみを専用利用する場合